

# 東京都 トライアル発注認定制度

# 募集!



東京都トライアル発注認定制度  
**認定商品**

※掲載商品は平成23年度認定商品です。

**中小企業の  
優れた新商品等  
を認定します**

認定商品の一部は都が  
試験的に購入します。

**86%の企業が認定により  
認定商品の信用力が  
向上したと実感!** ※平成21・22年度認定事業者アンケートより

- 中小企業者の新規性の高い優れた新商品等の普及を応援するため、都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価します!!
- 役務（サービス）の提供が新たに対象になります! ⇒ 詳細は裏面!

**募集期間**                      **平成24年**

**4月12日** **木**

**まで**

# 東京都トライアル発注認定制度の概要

## 対象

・都内中小企業者が生産・提供する、平成19年2月以降に販売開始した物品及び役務(以下、「新商品等」と言う。)

※食品、医薬品、医薬部外品、化粧品及び建設工事等における工法・技術は対象とはなりません。

※認定対象は都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者です。

## 認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の(1)～(4)のいずれにも適合することが要件です。都が設置する審査会において書類審査、面接審査等を行い、判定します。

- (1)新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- (2)新商品等が技術の高度化や生産性の向上、あるいは都民生活の利便性の増進に寄与するものであること
- (3)新商品等の生産・提供・販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- (4)新商品等が、都の機関において用途が見込まれるものであること

## 認定を受けると……

☆都のホームページ等で認定商品をPRします。

★認定商品が物品の場合、認定により、都の機関が随意契約によって購入することが可能となります。  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号が適用)

★認定商品が役務の場合、認定だけでは随意契約の理由になりません。詳細は募集要項でご確認ください。  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の適用なし)

☆認定商品の一部を都の機関が試験的に購入し評価します。(トライアル発注事業)

※認定した新商品等の品質等を東京都が保証するものではありません。また、その購入を確約するものではありません。

## 申請方法

申請書に必要事項を記載のうえ、下記提出先まで直接持参または郵送してください。  
(郵送の場合、**4月12日(木)**必着)

## 申請書及び募集要項

東京都トライアル

検索

東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/sogyo/trial/index.html>

## 提出先・お問い合わせ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎30階中央  
産業労働局商工部創業支援課総合支援係  
最寄り駅 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、JRIほか「新宿駅」  
TEL 03-5320-4762

## 認定及び購入・評価の流れ

(1)

申請書の作成・  
提出

(2)

審査会での審査  
(書類審査・面接  
審査・訪問調査等)

(3)

認定事業者の  
決定

(4)

都がホームページ  
等でPR・一部商品  
を都が試験的に  
購入・評価